

2020年7月2日

大阪市長  
松井 一郎 様

大阪市対策連絡会議  
代表 井上賢二  
大阪市北区錦町 2-2 国労会館 3階  
大阪労連・大阪市地区協議会気付  
TEL 06-6351-9954 FAX 06-6351-9956  
mail osksitairen@yahoo.co.jp

## 2021年度 大阪市予算に対する要望書

### 【加盟団体】

- ・大阪商工団体連合会
- ・新日本婦人の会大阪府本部
- ・大阪市立高等学校教職員組合
- ・大阪市障害児学校教職員組合
- ・大阪市保育運動連絡会
- ・全大阪生活と健康を守る会連合会
- ・全大阪借地借家人組合連合会
- ・きょうされん大阪支部
- ・大阪府歯科保険医協会
- ・全大阪労働組合総連合
- ・大阪民主医療機関連合会
- ・全国福祉保育労働組合大阪地方本部
- ・大阪市学校園教職員組合
- ・全日本年金者組合大阪府本部
- ・大阪市学童保育連絡協議会
- ・大阪公害患者の会連合会
- ・障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
- ・大阪府保険医協会
- ・大阪市役所労働組合

(順不同)

### 1. 大阪市の廃止について

- (1) 6月19日の法定協議会で確認された「特別区設置協定書案」は、コロナ禍以前に作成されている。市民にとって特別区が設置された後の住民サービスが維持できるのかどうかは最大の関心事である。コロナ禍以前の財政シミュレーションを前提にした「協定書案」がもはや使い物にならないのは明瞭である。「住民投票」を実施するならそれまでにコロナ禍を踏まえた財政シミュレーションと住民サービスが維持できるかの見通しを明らかにすること。
- (2) 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」第七条2には「投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」と明記されている。新型コロナウイルス感染防止のために前回のように「住民説明会」が開催出来ない可能性があるなかで「住民投票」を実施することは法律に抵触する。この件について大阪府が実施した、または予定している「わかりやすい説明」について明らかにすること。
- (3) 大阪府を廃止することに職員の労力を使わず、コロナ対策など市民に必要な仕事にマンパワーを回すこと。
- (4) 大阪府を廃止しないこと。

### 2. IR誘致について

- (1) 大阪へのカジノ誘致計画をおこなわないこと
- (2) 夢洲開発について、新型コロナウイルス感染拡大によってカジノ事業者の夢洲への投資の見通しが揺らいでいます。現在工事がされている急速埋立をはじめ夢洲のインフラ整備を一旦止めること。
- (3) カジノ実施に伴い、「ギャンブル依存症」の発生が指摘されている。「ギャンブル依存症について」の大阪市の現状を明らかにし、現行の政策と対策費用、また将来において予測される「ギャンブル依存症」に関するリスク予測と経費を明らかにすること
- (4) 現在夢洲は産業廃棄物の最終処分場として機能しているが、夢洲を IR で活用するならば、産業廃棄物の最終処分場の代替地と整備のための経費が必要となる。その際の必要経費と市民への負担増の可能性について明らかにすること。

### 3. 災害に強い安心・安全の豊かなまちづくりのために

- (1) 2018年6月18日、通勤・通学途上時間帯に大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、5名が亡くなり、建物やライフラインなどに大きな被害が発生した。大阪に複数存在する活断層への影響が心配されている。中でも上町活断層には新たな活断層が発見されるなど、日本でも最も危険な断層と以前から指摘されている。都市部での災害における減災・防災対策の喫緊の課題を市民に明らかにするとともに早急に対策を強化することが必要である。

また9月5日には台風21号が大阪府を直撃し、甚大な被害を出している。大阪市においては被災者に対する対応、対策、経済的負担への措置は極め貧しかったと言わざるを得ない。
- ① 南海トラフ、大阪湾断層帯の地震・津波及び上町断層地震に対する大阪市のとりくみ状況を、明らかにすること。
- ② 大阪市監査委員会が昨年提出した大規模災害に対する業務継続計画に関する「平成29年度定期監査等結果報告の提出について」によれば、「現状のままでは、本市BCP（大阪市業務継続計画）が有事の際に機能を発揮しないおそれがある」と報告している。この報告を受けた大阪市としての認識を説明するとともに、防災のための職員体制を充実させ、その要となる危機管理室の体制を抜本的に強化すること
- ③ 地下鉄（大阪メトロ）・地下空間の浸水対策を抜本的に強めること。地下鉄車両や駅の乗客避難に万全を期すため、大阪メトロの職員削減をやめること。また、避難計画や避難誘導の進捗状況とともに、地下街に通じる民間ビルへの対策を明確化し公表すること。
- ④ 大阪メトロの津波浸水対策について、平成26年度から5か年計画で約100億円をかけてとりくまれ、平成30年度までに完了するとしているが、進捗状況を明らかにすること。
- ⑤ 大阪市が作成している浸水対策のガイドラインや計画にもとづき、実施した災害訓練の結果を踏まえ、改善点を公表し、改善すること。
- ⑥ 大阪市が避難所として指定している公共施設の耐震強化を早急に行うこと。また、水道管（大阪市の老地区化率44.9% 日本水道協会の2015年度統計）やガス管などライフラインや橋梁などの老朽化の点検・改修経過を市民に公表し、早急に取り組むこと。
- ⑦ 昨年回答したの避難所数557カ所と収容人員609,123人では、平均1カ所当たり約1,090人にもなり、全員避難しても収容しきれないと思われるが、どういう算出基準になっているのか示していただきたい。

- ⑧ 政府の中央防災会議で南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、気象庁は5月31日に「南海トラフ地震臨時情報」や「関連解説情報」の提供を始めると発表した。これを受けての大阪市の対応を示していただきたい。
  - ⑨ 国が一昨年7月の西日本豪雨の教訓から昨年5月から運用を始めた5段階の防災気象情報で、行政が出す避難・防災情報と住民に求める行動について大阪市の市民への広報や対応について示していただきたい。
  - ⑩ 予想される大規模災害に備えた地下鉄や地下街の浸水対策を進め、利用者にわかりやすいように掲示板等を設置してほしい。
- (2) 地震による防潮堤の沈下・液状化対策の現状を明らかにし、取り組みを強化すること。
- (3) 大阪北港地区では地震によって石油類のタンクが破損するなどして大規模な火災を引き起こす可能性がある。石油コンビナートの対策を行うこと。
- (4) 関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案すること。
- (5) 「福祉避難所」の指定の現状はどうなっているのか、下記事項について明らかにすること
- ① 指定避難所数
  - ② 受け入れ予定人員
  - ③ 内閣府のガイドラインによる施設情報の周知。
- (6) 学校の統廃合が進められているが、災害時避難所が不足することになり大きな混乱が予想されるので再検討すること。小学校や公共施設の統合・廃止などで「災害時避難所」の確保が困難になる。現時点の避難所数と収容可能人員を明らかにすること。
- (7) 災害救助法では避難中の人に対して1日3食の食事を提供することが定められているが、その体制について明らかにすること。
- (8) 災害時の大阪市避難行動要支援者の名簿作成の状況と支援や安全確認の計画を明らかにすること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策を鑑み、3密対策を取った災害避難所運営を行うための大阪市の指針を明らかにすること。
- ① ホテルや旅館の活用計画は
  - ② マスク・手洗い用消毒液の準備は
  - ③ パーティション・ダンボールベッドの準備は
  - ④ 体育館のエアコン・換気装置の整備計画は
- (10) 改正災害救助法では、政令市が道府県に代わって救助の主体になる「救助実施市」制度を定めており、被災者支援の迅速化が期待され12市が指定され、6市が検討中とされている。大阪市と堺市は「予定なし」となっているが、「大阪市廃止・特別区設置」のためなら言語道断である。早急に国に対して申請すること。

#### 4. 住民自治を発展させ、市民のくらしを守るために

(1) 区政会議について。

- ① 区政会議を充実すること。現在の行政区の権限や財源を拡充すること。
- ② 区政会議の公募委員の定数を増やし、女性の参画がせめて3割以上になるようにすること。

(2) 区役所業務の民営化はやめ、市民サービスを充実すること。

(3) 水道事業の民営化を行わないこと。

#### 5. 地域での次世代育成を支援し、生涯安心して暮らせる地域保育・福祉施策の推進を。

～児童福祉・保育、障がい者福祉、地域福祉、高齢者福祉～

##### <保育>

大阪市は企業参入の新設保育所や小規模事業で待機児童解消をめざすとしている。しかし、一方で、公立保育所の保育士の賃金を大幅に削減し、保育士が確保できず、結果4年間でこどもの入所定数を450人削減するような事態がおきている。

保育園での乳幼児の死亡事故の発生割合は認可外が圧倒的に多い傾向にある。

市民の願いは待機児童解消だけでなく、こどもの安全と発達が保障される保育内容の充実である。そのためにも保育士の処遇改善による保育士の確保は緊急の課題である。次世代育成支援の充実で少子化対策の強化を図るために、次の事を要求する。

(1) 公立・民間を問わず全ての保育所において市として以下のことを実現すること

- ① 保育所におけるこどもの安全性確保の観点から、国の改善を待たずに、市として保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4～5歳児15:1に、また、面積基準を市の責任で拡充すること
- ② 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。
- ③ 障がい者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもに対しても、個別対応で十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
- ④ 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
- ⑤ 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。  
ア. アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。  
イ. 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。
- ⑥ 暑さなどから子どもたちの命を守るための対策を市としてとること。  
ア. プールの監視員の人件費を補助すること。  
イ. 毎日入れ替えるプールの水や、5月から稼働せざるを得ないエアコンなど、園の運営を圧迫する光熱水費補助を行うこと。  
ウ. 安全に園庭で遊べるようネットなど日よけ対策の費用を補助すること。
- ⑦ 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを

原則とすること。

- ⑧ 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
- ⑨ 新型コロナウイルス禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。
- ⑩ 災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、保育所の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

(2) 公立保育所において市として以下のことを実現すること

- ① 2017年12月に発表された「公立保育所のあり方」を見直し、公立保育所が地域の子育て支援の拠点としてセーフティネットの役割を充分果たすため、民間移管計画・休止計画を直ちに中止すること。
- ② 保育士の欠員が生じている保育所においては、こどもの命と安全に直結するため、ただちに欠員補充を行うこと。産休育休対応職員をプールして必要な保育所に直ちに配属できるようにすること。
- ③ 緊急時に早急に対応できるよう、または、確認や連絡が保育を妨げずに行えるように公立保育所の各保育室と事務所、給食室をつなげる内線電話を各保育所に設置すること。
- ④ 全ての保育所に正規職員で看護師を配置すること。
- ⑤ パソコンの不足について全市立保育所で調査し、購入・配置を行うこと

(3) 保育環境の安全性を確保するため市として以下のことを実現すること

- ① 待機児童の解消は公的保育の新設・増設で行うこと。
- ② 「庁舎内保育施設」の設営について、地下に設営されているなど保育環境が劣悪な区について早急に改善すること。
- ③ 地域裁量型認可化移行施設を導入しないこと

(4) 保育施策の拡充をもとめ、以下の要望を強く国に行うこと。

- ① 1歳児の保育士配置基準を引き上げること。
- ② 処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。
- ③ 処遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。
- ④ こどもの安全性を危うくする規制緩和を中止し、施設型、地域型の別を問わず、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つ者を原則とすること。

(5) 保育所の入所について

- ① すべての3歳児が継続して保育されるようにすること。
- ② きょうだいと同じ施設に入所できるようにすること。
- ③ 就労の有無に関わらず障がいがある子が入所できるようにすること。

<児童養護・乳児院>

(6) 乳児院・児童養護施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

- (7) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象にするよう国に要望すること。
- (8) 困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院や児童養護施設において、以下のことを実現すること。
- ① 小規模グループケアに移行した施設において夜勤回数がこれまで以上に増えないよう職員の加配を大阪市として行うこと。当面、緊急に乳児院における夜間勤務軽減措置を復活すること。
  - ② 障害やアレルギーを持つ、3歳を超えて乳児院に措置される子どもの単価を引き上げるよう国に要望するとともに、当面市として制度を作ること。
  - ③ 一時預かりの単価を措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに市として増額すること。
  - ④ 乳児院において、理学療法士や言語聴覚士など適切な早期訓練が、必要とする子どもたち全てに提供できるよう、専門的援助強化事業を拡充すること。
  - ⑤ 家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の複数配置に伴う予算措置を講じるよう国に要望するとともに、大阪市としても加配すること。
  - ⑥ 障害を持っていることが明らかな乳幼児に対して障害児加配を国に要望するとともに当面市として支援すること。
- (9) 医療機関等連携強化事業の運用について、子どもたちの育ちを促す機関にも利用できるようなするなど、柔軟な活用が出来るよう国に要望すること。
- (10) アレルギー児への代替食や除去食を実施している児童養護施設や乳児院に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。
- (11) 災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、乳児院、児童養護施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

#### <児童相談所>

- (12) 児童相談所の充実について。児童虐待の増加で児童相談所の役割が非常に重要になってきているが、児童福祉司が不足しているため、対応が十分できていない実態がある。安易に非常勤職員で補うことなく早急に正規の専門職員を採用し、配置すること。
- (13) 現在、申請から認定まで4ヵ月～6ヵ月かかっている療育手帳の検査を速やかに対応できるように児童心理司の増員を行うこと。

#### <障がい者（児）・福祉施策についてⅠ>

- (14) 介護施設、障害児者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (15) 障害児生活施設について以下のことを実現すること。
- ① 障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。

- ② 18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を市として増員すること。
- ③ 看護師・臨床心理士などの専門職員の複数配置を強く国に要望するとともに、市としての加配措置を講ずること。
- ④ 小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう措置すること。

(16) 大阪市として、知的障害者成人施設など重度障害者の生活の場を増設すること。

(17) 視覚障害者に対する自立訓練は、歩行訓練など1対1で行うものが多く、視覚障害者の自立に必要な訓練を効率よく行うため、6対1の職員配置を改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員加配すること。

(18) 視覚障害者情報提供施設では、音訳・点訳ボランティアが使用するパソコンのケアをはじめ点字印刷機などの点訳・音訳資料を作成するため専用機器等のケアを担当する職員を配置している。現状にあわせ、国の職員配置基準にパソコンのケア等を行う職員も認めるよう国に要望すること。当面、大阪市として独自に視覚障害者情報提供施設に加配すること。

(19) 聴覚障害者コミュニケーション支援事業、中途失明者訪問指導事業、点字図書館等については専門性や継続性を担保できるよう委託料を確保すること。また、プロポーザル方式ではなく、対象者である市民と業務従事者が安心できる委託方式とすること。

(20) 各区の障害福祉担当部署に手話通訳者・相談員を設置すること。

(21) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、介護施設、障害児者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

#### ＜障がい者（児）・福祉施策についてⅡ＞

(22) 福祉施設が少なく福祉避難所の協定が進んでいない行政区に対して、市がイニシアチブを取り、支援学校や公共施設等と福祉避難所の協定を結べるように働きかけること。また、福祉避難所の備蓄物資や必要な整備等については、必要な予算措置を講ずること。

(23) 障害福祉サービスの利用者に対して、特別な事情がある場合は65歳を超えても介護保険の認定申請をせず、障害福祉サービスを継続利用することができることを周知すること。

(24) 障害に伴う必要な支援の利用料負担は原則無料にしてください。当面、障がい福祉サービスから介護保険制度の対象となった者については、障害者施策と同様に住民税非課税世帯の利用料を無料とすること。

(25) 各区1カ所の整備が計画されている「地域生活支援拠点」の整備状況と整備計画を明らかにすること。

- (26) グループホームの新規開設で、介護度の高い利用者が安心して生活できるよう設備整備に向けて、土地購入費、建物建設費及び購入費、初度調弁費、消防設備設置費等の補助について、補助額及び適用箇所数を拡充すること。また、市独自にスプリンクラーや自火報の設備補助を行うこと。
- (27) 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善すること。  
地域活動支援センターは、他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障がい当事者にとってはなくてはならない存在である。委託料については、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げること。
- (28) 移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じること。
- ① 移動支援の通勤・通学・日中活動の場に移行する際の利用禁止などの支給制限をなくし必要なサービスを自由に利用できるようにすること。利用対象者を拡大し利用時間制限を撤廃するとともに、通院への利用を制限しないこと。障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるように国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じること。
  - ② ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に講じること。
  - ③ グループホーム利用者の通院援助に移動支援が利用できるようにすること。通院介護によるヘルパーは慢性疾患の通院のみで利用制限があり突発的な病気や怪我に対応できない。グループホーム職員で対応することは困難である。
  - ④
- (29) 新型コロナウイルス等の感染症にヘルパーや施設職員が罹患した場合、さらに深刻な人材不足が発生して利用者の生活が崩壊します。しっかりした身分保障を整えヘルパーの増員を図るとともに、感染症に罹患の際、安心して治療に専念できるようにしてください。また利用者には、代行ヘルパーを派遣するなどの仕組みを作ってください。そのために災害時等も含めた緊急時に対応できるシステムについて検討してください。

#### <社協関係>

- (30) 市・区社協として実施する各種事業については、福祉事業としての継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料を確保すること。
- (31) 地域と協働し見守りにつなげていく受け皿である「見守りネットワーク推進員」的機能が全区で復活できる予算措置を講じること。あわせてコミュニティーソーシャルワーカーを各区で複数、正規で配置できるようにすること。
- (32) 公平・中立な要介護認定が誰に対しても法律に基づき 30 日以内で出せるよう、市社協委託の正規の訪問調査員は削減せず、必要な数だけ正規で増員し、再雇用・嘱託調査員の処遇は抜本的に改善すること。
- (33) 相談員 1 人あたりの担当が、国基準(35 人)を上回り、待機件数も含めると市基準(40 人)を大きく上回り、現在もなお利用希望者が増えているあんしんさぼーと相談事業は、独居高齢者と生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性もふまえ、利用者の権利が守れるよう正規相談員を大幅に増やすこと。相談員及び生活支援員の雇い止めによりこれまで以上に待機者を生んでいる事態を改善するため、無期雇用に転換するなど、安定した体制の整備を委託先に求めること。



- (34) 包括ケアの構築に向けて機能できるよう、生活支援コーディネーターを各区で複数配置すること。
- (35) 災害時や感染症蔓延期においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、正規職員を増員すること。

### ＜学童保育＞

- (36) 今後、再びコロナ感染が発生し、それに伴い午前開所に関する加算補助金が予算化された際には、午前の時間を保育業務にあてることによって、保育時間外に行わざるを得なくなる業務についても補助の対象とすること。
- (37) 大阪市内の放課後事業施設等で感染者が出た際に、大阪市として感染状況を把握した上で、開所・閉所の判断を行うこと
- (38) 令和元年度の大阪市新型コロナウイルス感染症対策関連補助金として、午前開所での障がい児の受け入れ加算を1日あたり6,000円としている。一方、令和2年度の障害児加算の一人当たり年額461,000円(週4日出席)であり、感染症対策で予算化された額で除すれば、77日分にしかならず、一年を通じた加配体制を維持することが困難である。  
大阪市独自の補助の考え方である「障がい児の児童数」ではなく、国の補助の考え方である「加配支援員の人件費」に変更し、国の補助額に合わせた補助額にすること。
- (39) 新型コロナウイルス禍は長期化が予想されています。しかし、現在の保育環境では3密状態を避けることはできない。また、家庭で自粛等による出席児童を減らす要請が可能かどうかも見通せない状態である。環境改善のため、より広い施設への移転や、待機児解消のための新規開設、分設に関して、国の「放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助)(移転関連費用補助)」などを、大阪市内で予算化し財政的支援をしてほしい。
- (40) 国の放課後児童クラブへの巡回支援事業を活用し、放課後児童クラブにおいて、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するための助言・指導等を行う「放課後児童クラブ巡回アドバイザー」を配置してほしい。なお、配置されるアドバイザーは、「放課後児童クラブの運営や育成支援等に関する専門的知識及び技術を有するもの」を選出すること。
- (41) 安定的な支援員複数配置をするためには、支援員の処遇改善が必要です。児童数が19人以下でも20人以上でも安定的に複数配置できるように、現在児童数が19名と20名で大きく違う補助金格差を是正し、19名以下の施設への補助金の底上げをすること。

## 6. 憲法、子どもの権利条約を守り生かす教育行政を

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三は、「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。」と規定している。「第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限(教育委員会の職務権限)

第二十一条は、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」と規定している。

教育委員会は、教育基本法第十条「(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」に基づき、市長の教育介入を許さず、職務権限を行使すること。

小学校入学式実施に関する教育長通知が、数時間後に市長に覆され、学校・保護者が大混乱し、市長が市民に謝罪するようなされることが二度とないようにすること。

- (2) 学校給食無償化（所得制限なし）を 2021 年度以降も継続すること。
- (3) 学校園施設・設備の消毒、トイレ清掃を専門業者により実施すること。
- (4) 就学援助の所得基準をあげ、縮小した対象を拡大すること。就学援助制度を拡充し、学校徴収金相当額ではなく、国の基準通り支給すること。
- (5) 全国的に異例な、条例による小学校統廃合を中止すること。文部科学省「学校の新しい生活様式」20 人以下学級を実現すること。
- (6) 学校園の空調について
  - ① 学校園のすべての教室に空調を設置すること。特別教室などの未設置をなくすこと。
  - ② 児童・生徒の熱中症対策として、また、地域での活用・避難所として、体育館に空調を設置すること。
- (7) 全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテスト、大阪市中学校 3 年生統一テスト、大阪市小学校学力経年調査を中止すること。
- (8) ①学校間の格差を助長する小中学校の学校選択制をやめること。  
②新入生に宣伝・配布される学校案内に学校間格差助長を煽る「全国学力テスト」の結果を載せないこと。
- (9) 障害のある子どもたちの発達を保障する教育の充実に向けて、以下の施策を講じること。
  - ① 特別支援学級の増設置を行なうこと。
  - ④ 特別支援学級在籍者を含めると学級編成の標準を超える通常学級に対して、加配を講じること。
  - ② 通級指導教室を全校設置すること。
  - ③ 通常学級での、交流・共同教育の充実に向けた手立てを講じること。
  - ⑤ 高校における特別支援教育を検討し、特別支援学級や必要に応じた通級指導教室を設置すること。
  - ⑥ 大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
  - ⑦ 障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限発達させるインクルーシブ教育を実現するため、基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。

(10) 教育の一環である学校給食を、安全で豊かでおいしく、子どもたちに喜ばれるものにするために。

- ① 中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと
- ② 学校給食は民間委託ではなく、自校直営方式を貫くこと。
- ③ 食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れること。
- ④ ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。

(11) 子どもの保健と健康に関して

- ① 就学時健康診断は、今年度授業を削減せずに実施と市教育委員会から指示がきているので、学校での実施は現実不可能である。市教育委員会の責任において、区役所・保健センター等で実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。
- ② 養護教職員を全校に複数配置すること。「児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配」を増やすこと。大阪市独自に加配すること。
- ③ 健康診断時の介助員派遣を復活すること。健康診断で使用した器具については業者消毒を取り入れて、感染症対策を強化すること。
- ④ 養護教職員の代替を長期休業中（特に春季休業）も継続して配置すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するための消毒作業、清掃作業が教職員の多大な負担となり、本来の教育活動に支障をきたしている。コロナ対応人員の配置や清掃などの専門業者を配置すること。

(12) 教員の安心安全な産児・育児のための保障

- ① 妊娠障害休暇を14日間に戻すこと。妊娠者の体育実技軽減講師を配置すること。
- ② 産休・育休講師に穴ができていく状況を市の責任としてすみやかに解消すること。
- ③ 感染症の防止の観点から、妊娠中の女性労働者に対する特別休暇を創設すること。

(13) 学校事務職員について

- ① 学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起らないようにすること。
- ② 事業を特定した予算配当を廃止して学校維持運営費に集約すること。複雑な執行を簡素化すること。新型コロナウイルス対応予算を十分に配当すること。

(14) 臨時教職員の労働条件について

- ① 大阪市の労働条件（給与・待遇など）の悪化が講師（臨時教職員）の任用に大きく影響しており、講師が不足し「教育に穴があく」状況が続いている。直ちに講師の待遇改善を行い、大阪市内で働きやすい環境を整えること。
- ② 学年主任や学級担任をもつなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、「臨時講師」であることが理由で給料表が「1級」に格付けされている実態をなくし、「同一労働同一賃金」の考え方にに基づき講師の給料表を速やかに「2級」にすること。
- ③ 2年以上の経験を積んだ講師は採用試験の一次試験を免除にするなど、経験のある講師が大阪市内で働き続けたいと思える採用試験制度に改善すること。
- ④ 非常勤講師の給与を授業時間単位ではなく、月額報酬にすること。

- (15) 市教委は高等学校のエレベーター設置について、「校舎の新築あるいは改築」、「国庫の補助金が出ない」ことを「金科玉条」にして拒否してきました。同じ「国庫補助金」が出ない府立高校は、設置率が大阪市の倍以上となっています。本気になって、エレベーター設置を実現すること。
- (16) 市立の高等学校を教職員の合意もなく、一方的に府へ移管しないこと。
- (17) 大阪市の直営とすることが確認されたデザイン教育研究所を、さらに充実・発展させるために、大阪市全体としてのデザイン教育のあり方について現場教職員を含めて検討を始めること。
- (18) 平和と人権、地方自治の立場で、自衛官募集のために、子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないこと。
- (19) 社会見学・修学旅行・職業体験など、学校の行事で自衛隊に行くことのないようにしてほしい。また、教育、市民生活、防災への自衛隊のPR活動を自衛隊に要請しないでいただきたい。

## 7. 公衆衛生・保健・医療行政について

### (1) 新型コロナウイルス感染症に対して

#### ① PCR 検査センターの設置・人員の体制など

医療機関より PCR 検査依頼を大阪市保健所に連絡するも、電話が繋がらないとの声が寄せられている。大阪市として、「発熱外来」や検査センター、市民向け相談センターの設置状況（大阪市が配置した電話対応・患者受入れ対応・検査人員なども含め）を示すこと。また、現在 1 か所しかない保健所を全区に配置し公衆衛生上必要な施設の増設・増員をすること。

#### ② PPE (N95 マスク、サージカルマスク、消毒液、フェイスシールド等) 不足から、医療機関等からの感染不安の声は絶えない。大阪市としての備蓄状況を示すとともに、医療機関等に安定的に供給すること。また、感染対策に要する費用（人件費・防護具・消毒液など）を補償すること。

#### ③ 今後の感染症対策の抜本的改革として、患者の受入施設や病院・感染症病床の増設などの計画を示し、保健所の増所や公衆衛生分野の予算を増額すること。

#### ④ 医療機関・介護事業所では感染症医療の指定を受けているか否かに関わらず、新型コロナウイルス感染症予防体制の中で入院の減少、外来患者の受診控え、保健予防活動（健康診断）の中止によって大きな減収（保健予防活動に関しては 4～5 月無収入）が生じている。一般（通常）医療と介護、保健予防活動は民間であっても公的な役割を担っている事業と考えるが市としての見解を示すこと。国に対しては前年度収入比を基準に緊急助成を求めているが、これを市としても国に求めると同時に独自の支援策を検討してほしい。

### (2) 福祉医療助成制度

#### ① こども医療費助成制度の一部負担金の無料化と入院食事療養費の助成、所得制限を撤廃すること。全国の半数を超える自治体が一部負担金を無料としている。

#### ② 妊産婦医療費助成制度（妊娠 4 カ月から出産後 1 年間）の創設をすること。

#### ③ 重度障がい者医療費助成制度の対象を、難病患者・中軽度の障がい者に広げること。

#### ④ 重度障がい者医療・老人医療費助成制度の一部負担額を、1 医療機関上限 3,000 円を以前の 1,000 円に戻し、薬局での負担を撤廃し、精神病床の入院についても医療費助成の対象とすること。

- (3) メタボリックシンドロームに特化した特定健診だけでなく、その他の疾患の早期発見・早期治療につなげるこれまでの基本健診を充実させること。市区町村別平均寿命のワースト50に男女とも多くの行政区が入っている実態に鑑み受診率の向上に本気で取り組むこと。
- (4) 後期高齢者医療制度における低所得者世帯の保険料軽減の特例措置を廃止しないよう国に求めること。
- (5) 高齢者の熱中症を防ぐため啓蒙・広報だけでなく低所得者に実効ある経済対策を行うこと。
- (6) 高齢者の熱中症予防のため低所得者世帯に対して、クーラーの設置費用と夏期の電気料金を補助すること。熱中症予防のための見守りのネットワークを町目ごとにつくるようにリーダーシップを発揮すること。生活保護世帯に対し、熱中症予防のためのクーラー設置、修理を保護費とは別枠で補助すること。
- (7) 経済的事由による手遅れ死亡例を増やさないためにも、誰もが簡単に皆保険の前提となる保険証の取得ができる保険料や窓口負担を検討し、生活困窮となっても心配なく医療を受診できる体制の構築を求める。具体的には、国保44条、77条に基づき恒常的低所得者（生活保護以外）への窓口負担免除、低減を拡充すること。また、無料低額診療事業を調剤薬局でも認めること。
- (8) 低所得高齢者の多い大阪市の後期高齢者の医療費の窓口負担が2割にならないよう国に強く働き掛けていただきたい。
- (9) 予防接種について  
現在麻疹の流行が危惧されているが、麻疹やMRワクチン、インフルエンザワクチン不足が毎年のように問題になっている。
- ① ワクチン確保については医療機関まかせにするのではなく、自治体として必要数（前年度実績）の確保と迅速に医療機関に提供できる体制に努めること。
  - ② 定期接種のワクチンが、かかりつけ医の上記事情で定められた期間に接種できず、公費が使えないケースが発生している。期間を逃し任意接種とすると高額な自費接種となり接種自体を躊躇するケースもある。公衆衛生の増進と、接種者が親の経済的事情などで接種を見送ることがないように、供給状況に応じて定期接種項目の接種指定期について柔軟な相談・対応の仕組みを設け、特に児童については定期接種項目が公費接種できるよう対応すること。
- (10) 十三市民病院の新型コロナウイルス感染症専門病院化について  
地域医療を担い、日々診療に取り組んでいる市民病院の外来・入院を停止してコロナ専門病院化したことについて、以下5点回答願いたい。
- ① 4月中旬の決定の経過及び関係機関への連絡調整について
  - ② 当時の入院患者等の紹介状
  - ③ 病院の外来及び入院の稼働状況
  - ④ 現在の体制及び5月の決定以降の退職者数
  - ⑤ 一般外来・入院の再開の見通しについて
  - ⑥ 阪和第二病院の稼働状況について

(11) 住吉市民病院

2019年6月25日に策定された「住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する基本構想」では、住吉市民病院跡地に弘済院を移転し120床を整備するとあるが、小児科病床については検討課題とされている。この120床の病床整備の中に、小児周産期病棟は含まれているのか。

また大阪市議会にて2018年3月に可決された、付帯決議にある病院跡地の小児・周産期体制の病床の確保及び障害児レスパイトに対応する病床の整備は、いつ、どのように検討し、整備していくのか具体的な目途を示すこと。

(12) 弘済院附属病院は認知症予防に信頼実績が高い病院である。昨年9月に厚生労働省は「再編統合について議論が必要」とする病院に挙がっている。大阪・吹田両市民にとって欠かせない附属病院を廃止しないこと

(13) 「生活保護医療扶助の一部負担」は導入を国に対して求めないこと。

(14) 歯科保健・歯科医療

① 乳幼児歯科健診（無料）を4歳児・5歳児・6歳児も対象とすること。1歳6カ月と3歳児健診以降、小学児童の歯科健診しかない。特に、無認可の保育所（園）に通う幼児は歯科健診がない実態を改善すること。

② 新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備え、乳幼児健康診査（1歳6カ月、3歳児）の受診を保障すること。また、緊急事態措置により未受診となっている乳幼児の早期の把握と児の安全確認を行うこと。

③ 歯科口腔保健法及び口腔の健康づくり推進条例の理念・目的に従い、市民の健康を守る拠点として歯科口腔保健支援センターを設置し、常勤の歯科医師と歯科衛生士を配置すること。

(15) 2019年度の大阪市民の後期高齢者医療健康診査と歯科健康診査の受診率を示していただきたい。

(18) 後期高齢者医療制度における低所得者の均等割保険料軽減措置をこれ以上悪化させないよう国に強く働き掛けること。

(19) 政府の専門家会議が次の流行の波に備え、準備しておくべき最低限の病床や宿泊療養施設の目安を示し、確保を求めるよう提言しているが大阪市はどうなっているのか示してください。

## 8. 国民健康保険について

(1) 保険料率と減免基準の「府内統一化」を中止するように大阪府に求めること。

(2) 国保料のコロナ減免制度を周知徹底し、窓口に行かなくても簡素な手続きで申請できるようにすること。恒常的な低所得者や雑収入のフリーランスなども対象とすること。コロナ減免の要件を満たさない世帯についても、所得減少減免など他の減免制度を活用すること。

(3) 傷病手当金制度は適用期間を延長し、被用者だけでなく、個人事業主やフリーランスを含め全ての国保加入者を対象にすること。

(4) 短期証の留め置きは中止し、資格書になっている世帯を含め全ての世帯に保険証を郵送するこ

と。資格書による受診であっても保険証とみなし対応すること。

- (5) 医療費一部負担金減免（国保法 44 条減免）について、低所得者への受療権を保障するため、新型コロナウイルス感染症対策として早急に「恒常的な低所得者」を適用対象に加えること。また、認定は区役所の裁量・判断で行えるようにすること
- (6) 納付が困難な被保険者には「徴収の猶予」を積極的に活用し、国税、地方税、社会保険料の「納税の猶予」等の特例（無担保かつ延滞税なしなど）と同等の措置を講ずること。事態が収束するまで滞納処分は行わないこと。
- (7) 国税庁「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」（2020年1月31日付通達）を踏まえ、市として「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない」こと。「差押えた預貯金債権の取立ては、原則として……10日間程度の間隔を置いた上で行う」こと。
- (8) 全国知事会、全国市長会も要望している通り、1兆円の公費負担増を強く国に求めること。高すぎる保険料を引き下げ、協会けんぽ並みの保険料を実現すること。

## 9. 生活保護について

- (1) 4月7日の厚生労働省の「事務連絡」にもとづく生活保護行政を徹底してください。
- (2) 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すよう国に要望すること。また冬期加算は改悪前に戻し、夏期加算の新設を国に要望すること。
- (3) 申請権の確立について
  - ① 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。
  - ② 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。申請は、申請の意思を示した日とすること。
- (4) 扶養義務について
  - ① DVや長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。また、扶養照会を行う時は、本人の同意を得て行うこと。
  - ② 扶養義務者の収入申告、資産調査の強制をしないこと。
- (5) 資産申告書について
  - ① 資産申告書提出の強要はしないこと。
  - ② 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。
  - ③ 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認めること。
  - ④ 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(6) 住宅扶助について

- ① 住宅扶助基準を元に戻すこと。
- ② 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。
- ③ 実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。
- ④ 転居の際の原状回復費用は、一時扶助で支給すること。

(7) 保護開始前に違法な就労などの助言指導はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。

(8) 福祉事務所への警察OBの配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所内に監視カメラは設置しないこと。

(9) 人権侵害の生活保護利用者「確認カード」は廃止すること

**10. 介護保険・高齢者福祉について**

(1) 政令都市・大阪府下自治体で最高額になっている介護保険料を、平均所得の実態からみて引き下げる。また、保険料の減免は資産・扶養・及び保険料完納要件を撤廃し、申請手続きを簡素化して利用しやすい制度にすること。

(2) 65歳以上の高齢者世帯、ひとり親世帯、重度障がい者世帯に対する上下水道料金福祉減免制度を復活すること。

(3) 高齢者団体が利用する大阪市の学習・集会施設の使用料に割引制度を設けること。

(4) 大阪市の文化施設などを65歳以上の市民が無料で利用できる制度を維持・拡充すること。また、他都市の65歳以上の方にも適用すること。

(6) 65歳以上の難聴者率は6割近いと言われている。補聴器なしでは社会参加や行動範囲も狭くなり、社会の活性化にも影響します。身体障がい者の対象にならない軽・中等度の難聴者の補聴器購入に大阪市として公的助成制度をつくること。

(7) 年金について

- ① 年金の隔月支給を国際標準の毎月支給に改めるよう、引き続き実現に向けて強く国に働きかけてほしい。
- ② 最低保障年金制度の創設と、無年金・低年金者に少なくとも基礎年金の国庫負担分3.3万円をただちに支給するよう国に求めること。
- ③ 生活保護支給世帯の5割を超える高齢者世帯は無年金・低年金です。先進国の多くは年金の最低保障制度がある。世界第3位の経済大国の日本でできないことはないと思われる。全額国庫負担による最低保障年金制度の実現を国に働きかけていただきたい。

(8) 介護保険関係

- ① 介護・支援が必要な状態の早期発見・早期対応は高齢者の重度化を防ぐ事になり、費用削減にもつながると考えるが、市としてはどう考えているのか。そのためには、軽度(要支援)者への専門職への関わり重要と考えるが市としての考えはいかがか。



- ② 認知症対策として具体的な対策はどうなっているでしょうか。専門医の獲得目標数や看護・介護職への専門職の配置状況や研修予定・計画を市としての考えを伺いたい。生活圏域での専門職の配置検討や相談窓口の設置、地域訪問などアウトリーチも推進するなど積極的な取り組みが必要と考える。
- ③ 一人暮らしの高齢者の65歳以上の世帯に占める割合が、全国平均より15ポイント、介護認定率も6ポイント高い大阪市の特性を考慮して、堺市・吹田市・東大阪市などのように保険料段階を16以上に増やし、低所得段階は基準額の0.3以下に、高所得段階は基準額の2.5以上にしていきたい。
- ④ 政令都市、大阪府下自治体で最高額になっている介護保険料を第8期では引き下げること。一人暮らしの高齢者や介護認定率がとても高い大阪市の実態を反映した独自の保険料を実現すること。府下自治体で多い保険料の多段階化と基準額の2倍を超える保険料段階をつくること。
- ⑤ 認定は法令で決められている30日以内におこなうこと。また、認定遅れの原因である認定事務センターは廃止すること。

(9) 昨年10月から低所得者の介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金実施されたが、対象にならない年金収入額が168万円以上で住民税課税世帯であれば、後期高齢者医療保険料の負担感が大きい。この境界層に対して財政安定化基金や剰余金を活用して保険料の軽減を図れないか。

## 11. 公害・環境行政について

### <大気汚染>

- (1) 二酸化窒素の環境基準はゾーンで定められており、全局で上位値（1時間値の1日平均値0.06ppm）を下回るなか、今後は「大阪市環境基本計画」が目標とする下位値（1時間値の1日平均値0.04ppm）以下をめざす取り組みが必要である。名実ともに環境基準を「達成」するための目標と計画を示すこと。
- (2) PM2.5の測定体制を充実させるために測定局を増やしてください。船舶からの影響が予測される港湾部に新設すること。
- (3) PM2.5と光化学オキシダントの環境基準を全局で達成するための計画と具体的な対策についてしめすこと。
- (4) ディーゼル自動車の規制を国に働きかけるとともに自動車交通量の減少を図ること。
- (5) 国道43号の大型車交通量を少なくとも1万台以上減らすために、湾岸線への誘導促進、ロードプライシングの充実を国、阪神高速道路株式会社に働きかけてほしい。大型車を湾岸線に誘導するための対策を国土交通省や警察と連携して実施すること。
- (6) 大阪市自転車活用推進計画に基づき、市内の幹線道路に自転車道の整備をすること。
- (7) 大阪市内に、公害・環境資料館を整備してほしい。
- (8) 公害の経験を次世代に伝える「公害と環境に関わる教育」をすべての小中、高等学校で実施してほしい。

- (9) アスベスト対策を重点課題にしてください。専門職の配置やアナライザー(測定器)の無償貸し出しなど今後も建設・解体業者中心に被害が拡大しないような対策が必要と考えるが、市としての考えを示すこと。

#### <保健・医療費助成>

- (10) 増え続けるぜん息など呼吸器疾病患者の実態調査をすること。
- (11) 成人のぜん息等呼吸器疾病患者の医療費を無料にする制度を創設すること。

#### 12. 交通行政について

- (1) 地下鉄やバスに対する要望・行政指導や監察などができる部局を明確にすること。大阪市のカジノを含むIRや都市開発などは大阪メトログループと表裏一体で進めているように映るが、それができて私たちの要望が伝えられないのは何故なのか。
- (2) 地下鉄駅の可動式ホーム柵の設置予定時期を駅の見えやすい箇所に明示すること。
- (3) 高齢化が進む大阪市区民の声をよく聞き、生活に支障が少ない地域コミュニティーバスを運行できるようにすること。その際区役所に任せるのではなく、企画・予算・権限などを担当する部署を明確にすること。
- (4) バス路線の充実と路線を増やし市民の足を守る対策を講ずること。
- (5) 地下鉄駅のベンチを増設し、バス停留場のベンチや屋根シートを整備するよう大阪メトログループに働きかけること。

#### 13. 住宅・土地行政について

- (1) 市民の住宅問題を解決するために、安くて住みよい市営住宅の大量建設を中心にした市営住宅の供給を促進すること。
- (2) 改正セーフティネット法を実効性あるものにするため、国大阪府と共に家賃補助制度を創設行うこと。
- (3) 老人介護のための住宅改善費用は、借地借家人にも無条件で助成すること。また、助成制度の拡充をおこなうこと。
- (4) 密集市街地の再開発計画は、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりにするために住民参加を基本にした計画に立案し、そのための情報公開を保障すること。
- (5) 大阪市住宅基本条例を制定し、市民の住宅問題解決と居住安定を保障する対策の行政の責務を明らかにすること。

- (6) 地震や災害の被害から市民のいのちとくらしを守るため、その対策の一つとして、木造住宅の補強に関する公的補助等の施策を具体化すること。
- (7) 民間居住者の住まいに関する悩みを解消するために、気軽に相談できる住宅相談所を各区役所に配置すること。
- (8) 新婚世帯向の家賃補助制度を復活させること。
- (9) 「すまい情報センター」を存続し、住宅困窮者に適正な情報提供につとめること。
- (10) 市営住宅への指定管理者制度の導入にあたっては、居住者へ事前説明し合意を得ること。

#### 14. 労働福祉行政の改善を図るために

- (1) 大阪市は自治体として、市内の雇用・景気回復をはかり、都市経済の活性化を図る観点から福祉切り捨て・市民サービス切り捨ての市政改革プランを撤回すること。
- (2) 大阪市内で働く非正規労働者（パート、アルバイトなど）の時給を最低 1000 円に引き上げ、1500 円を目指すこと。
  - ① 大阪市内で働く労働者（大阪市職員と関連団体職員、委託、派遣含む）の最低時給を 1500 円以上とする「大阪市最賃 1500 円宣言」を行うこと。
  - ② 中小零細企業での賃上げを支援する、「賃上げ支援助成金」制度を創設すること。
- (3) 解雇規制法、労働者保護法の制定を、市長として国にはたらきかけること。
  - ① 前回、大阪市会において、平成 26 年 3 月に「雇用の安定化を求める意見書」を可決し提出したとありますが、それでは不十分と考えます。長時間労働を強制し、過労死を生む「高度プロフェッショナル制度」の廃止と残業時間上限の大幅な引き下げ、「勤務間インターバル制度」の導入など労働者の命を守る制度改善を国に要望すること。
  - ② 失業者の発生は、労働者の新たな国保加入等、自治体財政にとって負担に大きな影響を生むことも、自治体として解雇規制にとりくむのは当然です。労働者の解雇を規制するため、ILO158 号条約（雇用の終了に関する条約）の批准や解雇規制法の制定を国にはたらきかけること。
  - ③ 全国一律最低賃金制度の確立、地域「最賃」の大幅引き上げを国や大阪府、関係機関に要望すること。
  - ④ ILO パートタイム労働に関する条約（175 号条約）の早期批准を国に働きかけること。
  - ⑤ 有期労働契約は、特別の事由が存在する場合でなければ許されないことを規定する労働約法の改正を国に要望すること。
- (4) 公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,500 円以上、月 25 万円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。
- (5) 大企業のリストラ・解雇強要について
  - ① 大企業のリストラ・解雇強要が地域経済に及ぼす影響について市として意見を述べること。

- ②雇用問題について大企業に社会的責任を果たすよう市として指導を行うこと。
- (6) 大阪市は、厚生労働省・府の調査を通じて明らかな市内労働者の労働実態をふまえ、労働者の快適な労働環境の実現、失業者対策を行うこと。
- ①市内労働者の労働実態を把握し、勤労市民に対する労働福祉行政を充実するため全国一の中小企業を抱える大都市にふさわしい雇用・勤労施策の強化・充実を行なうこと。
  - ②市内労働者への労働者福祉事業の向上を図るための専門部門を創設すること。
  - ③「大阪市雇用施策推進プラン(基本計画)」を実効あるものにする。とりわけ、新規学卒者、青年労働者の無就業・失業が増大しているなかで、市独自の公的雇用拡大をはじめ、市内企業・経営者団体に対して雇用拡大を働きかけること。
  - ④市内に働くパート・アルバイト労働者や派遣労働者など不安定雇用労働者の「雇い止め」や「契約打ち切り」を規制する措置を講じること。そのため、市独自に「リストラ規制条例」を制定すること。
  - ⑤若年層に広がる派遣労働者に雇用保険の適用を推進するよう、市内全事業所に対する啓蒙・宣伝を行うこと。
  - ⑥有期契約労働者が「無期転換ルール」を活用することを希望すれば、労働者の不利にならないように無期転換するように、市内の企業に呼びかけること。
  - ⑦あいりん地区で実施している「高齢者特別清掃事業」で雇用を増やし、月に10日以上働けるようにすること。そのため市や関係施設の清掃やイベント事業など、働く場を確保すること。
- (7) 不況下における公的雇用の創出・確保について
- ① 無駄な大型公共事業を中止するとともに、職員の削減方針を撤回し、公共サービスの拡充を早急に具体化すること。事業の内容は、市民が必要とする生活分野(教育、福祉、防災分野と環境、清掃事業など)と地域住民の要望に沿ったものにする。
  - ② 高校卒業予定者に対する就職保障のとりくみを推進すること。
    - ア 大阪市として高校卒業予定者求人を拡大すること。
    - イ 新規採用者の求人が行われるよう、引き続き、各企業・団体・関係機関にはたらきかけること。
    - ウ 中小企業での新規雇用がすすむよう雇用助成金などの具体的支援策を講ずること。
  - ③ 大阪市において有期で働く労働者が希望すれば、正規職員として雇用すること。
- (8) 労災、職業病、メンタルヘルス症候群、過労死をなくすために次の行動を行うこと。
- ① 市民が健康で安全に働き暮らせる都市づくりの柱として、「労働時間短縮・週休2日制促進都市宣言」を行うこと。
  - ② 厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」の通達を、市内企業と市民に対して啓発・啓蒙をはかること。
  - ③ 大阪市も実施している「ノー残業デー」を市内の企業にも広くよびかけること。
- (9) 公正・公平な労働行政をおこなうこと。
- ① 正規・非正規を問わず市役所及び関連機関に働く労働者に対する最低賃金遵守 やサービス残業根絶に向けての啓蒙など、コンプライアンス(法令遵守)を市として確立すること。
  - ② 各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。また、公募については関係する労働団体に通知すること。

③ 各種審議会で労働組合から委員を選出する場合は、全体の半分以上は大阪労連の組合員とすること。1つの審議会で複数労働組合員を選出する場合は少なくとも1名以上は大阪労連より選出すること。大阪市男女共同参画審議会の委員を労働組合から選出する場合は最低1名は女性とすること。

(10) コロナの影響により解雇・雇い止めをされた人に対して家賃補助、休業補償をすること。

(11) コロナの影響により失職した人を対象に大阪市として採用すること

(12) 大阪市独自で雇用調整助成金、特別定額給付金のような施策をとること

(13) コロナの教訓をふまえ、また第2波、第3波にそなえ、医療・介護・教育の体制充実と大阪市職員の増員を行うこと。